

明治憲法制定過程における西本願寺寺法

平野 武
(龍谷大学)

一

私は、大学では憲法と宗教法の講義を担当しています。現在のところ、主要な関心は政教関係論あるいは信教の自由論のところにあるといつていいわけですが、もう一つは、明治憲法史、正確にいいますと明治憲法制定史のところに関心があります。この数年間、それらについてはいくらか研究してきました。今日の報告も右の研究に関わることです。明治十四年、一八八一年に今からお話するところの西本願寺の寺法が制定されて、集会しゅうえというものが成立します。この集会は、わが国の宗教団体内部における初めての公選議会——正確に言えばすべてが公選議員から成っていたわけではありませんが——であり、なおかつわが国の議会制度に先立って成立したものです。ですから、寺法自体も明治憲法に先立って制定をされたということであり、事実、『本願寺史』等の「公定」の歴史ではそのような意味から高い評価を、これに与えているわけであります。一九八一年が、その集会成立百年の記念の年にあたります。それに関係するところの資料集等を出すと、この事業がありまして、私自身もこれに若干の関与をしました。その関係からも今日少しお話をさせていただきたいと考えております。正確にいいま

と、今日お話しする西本願寺寺法は、十四年に内務省の認可を得て法主の「消息」——国政レベルでの勅語にあたと見てよいでしょうが——によって形式的には成立をしたと考えられますが、寺法の内容が確定したのは、その前年、明治十三年のことです。この年代は実は明治憲法制定史においては重要な時期です。この時期に寺法が制定され、集会が成立したことにまず、注意をしたいと思います。明治十三年——正確には十三年の三月一杯——で、寺法編製会議での議論が終わっていることにはいろんな意味があると思われまます。(なお、編製会議という字を使用しますが、こういう字を寺法草案を審議した会議の議事録で使っているからです。今述べましたところの明治十三年の三月で、寺法の内容について、既に成案を見ているという問題については、また後で触れたいと思います。本報告の目的は、題目に明らかのように、明治憲法制定史において西本願寺寺法制定のもっている意味をいくらか検証してみることです。宗教法研究は、もちろん、いろんな角度から成し得るでしょうが、自身の考えでは、一つは、宗教あるいは宗教団体に関する国法、すなわち国家の法律の研究が重要なテーマになると思っています。もう一つは、いわゆる宗教団体あるいは教団の自治法の研究が重要なテーマになるかと思っています。そうなりますと、もう一つそこから派生して、この両者の関係はどうか、という問題が出てくるはずであります。私が今日お話ししようとするのは、その一番最後の問題で、いわば国家の法あるいは制度、あるいは広い意味での constitution といっているわけですが、それと教団、宗教団体の constitution (組織) というものが、どのような関わりをもったのか、ということでもあります。一般論をお話するならば、例えば近代の国家レベルの立憲主義と、それから宗教団体、西欧ではいわゆるカトリック教団であれ、あるいはプロテスタントの教団であれ、そういう教会の様々な考え方というものが、ある意味での関わりをもっていたことは、広く認められているところであります。近代憲法における人権宣言の源泉については、古くはイエリネックの研究なんかもあります。

そこで議論された問題はもちろん重要ですが、人権問題とか、あるいはさらに広く憲法思想のレベルの問題を、今日取り上げるものではありません。もう少し狭い意味での、いわば教団の組織の問題、それと国家の組織の問題の關係に限定されます。constitutionの問題といつても、いわゆる近代的意義での constitution (憲法) というものが、内容にしているような人権規定、あるいはそれに関わる問題は、まったく触れるところはありません。それから、今日のような問題を取り上げる場合には、当然教義上の問題が出てくるわけですが、これにもタッチをしないつもりです。その理由は、私自身の能力の点でできないし、不正確な理解をここで示すのはかえって危険であろう、というふうに考えているからであります。そうしますと、いろいろな意味で限定があるわけですが、そのような限定の中で、特に明治十年代の最初における当時の国家の組織、具体的に言いますと、まだ明治憲法はできておりませんので、憲法構想なり、あるいはそれをめぐつての潮流と、それから西本願寺教団の寺法との關係を捉える、ということになります。

西本願寺の寺法という言葉については、少し説明しておかなければならないでしょう。寺法という言葉からは、これは一見したところ、寺院の根本規則であるというふうに理解されるかもしれませんが、これは宗派、すなわち本願寺派という教団の根本規則であります。明治十七年、一八八四年に太政官の布達第一九号が出されているのですが、そこでは宗制と寺法を区別して掲げております。もちろん宗制というのは宗派のものであり、その組織単位である寺院の法を、寺法というふうに区別するようにしているわけですが、この明治十七年以後も実際には、この二つの区別は守られておりません。いわんや今日問題にする西本願寺寺法は、これに四、五年先立っているわけですから、ここでいう寺法というのは、厳密な意味では問題があるのですが、寺院の法ということではなくて、宗派の根本規則を意味する、というふうに理解をして頂きたい、と思ひます。

二

さて、つぎに明治憲法制定史研究の今日的状況について一言しておきたいと思えます。明治憲法制定史研究が、どのような方向を向いているかということ、一口でいうのはもちろん困難であります。ただ今日のテーマについて関わりのあるところだけ、それもまたポイントだけお話をさせて頂くならば、様々の潮流を見せる明治憲法制定史研究の中で特に近年では、民衆の憲法制定運動史の研究といえますか、あるいは別の言葉でいいますと、様々のレベルの中に広がっていた種々の憲法学習運動の研究が注目されます。そのような運動の中において具体的には、民間の憲法草案というものも生み出されてきたのですが、民衆の中で創造されていた憲法草案というものについても研究が深まっているといつてよいでしょう。言い換えるならば中央の、あるいは知識人層の、あるいは士族層を中心とするようなレベルの民権運動でなく、地方の民衆の中で根付いていった民権運動をも視野におさめてみるというような方向が出てきているわけで、その中で例えば、先程少し触れましたけれど、様々な形の学習結社等の研究も進んでいる状況です。以前から政治的結社『政社』についての研究は、もちろん、なされていたのですが、それを越えて学習結社の掘り起こしだとか、あるいはいろんな講だとか、あるいは場合によっては丸山教と民権運動の関わりの問題だとかが取り上げられています。さらには少し時代は下がりますけれど、困民党の中には神職も加わっていたそうでありますが、このようなことも問題になるでしょう。そのような民衆のレベルまで問題を広げるならば、いろんな意味での宗教との関わり合いも当然出てくるということは十分に予測されるのであります。あるいは、もう少し前になりますが、五日市草案が発見されました。これは、色川

教授等によつて紹介されて随分大きな反響を得た憲法草案ですが、そこでは従来のものとは異なる要素が存在しています。民権運動については従来は西洋の立憲思想、あるいは人権思想というものを直輸入して紹介していると考え、そこでの理解がどこまで高いか低いかというような議論を中心にしていたわけです。しかし、そういうレベルとは少し違つて、例えば、東洋的な觀念（主として儒教ですが）というものと、当時の憲法草案との関わりをも考察の対象に入れるというようなことが見られます。そうだとすれば、それを取り上げる際にも民衆の意識、そしてその中の民権意識の広がり各レベルで検証しようとする姿勢が必要とされてきているだろう、と思ひます。

右のような脈絡で捉えるならば、ある意味では今まで西洋合理主義的な観点からはまったく見過ごされていたような宗教団体の内部における組織原理——これはもちろん西洋のものの影響を受けている場合もあるのですが——、そういうものも取り上げる必要があるのではないかというふうに考えるべきでしょう。その一つの例として、当時も今日もそうですけれど、非常に大きな教団であり、広範囲の民衆を組織していた西本願寺教団の寺法の問題を取り上げてみようと、こういう観点からこの研究はスタートしたわけでありませう。

ちなみに宗教団体の組織原理と国家の組織原理、立憲主義との関係については、近年注目すべき考え方が出されています。周知のとおり、西洋では教会史の研究が盛んです。その中で、例えばカソリック系の学者でブライアント・ティアニーという人が、カソリックの組織原理と近代立憲主義の組織原理との間の平行関係を述べている論文や本も出ております。これは、ちよつと話がずれるかも知れませんが、従来の憲法学の常識的な考え方は、例えば議會制というものの起源はアングロサクソン、あるいはさらに辿れば、ゲルマンの伝統というところへ求めていたわけですから、そういう説に対し批判をして、中世におけるカソリックの、特にそれによ

るローマ法の継受、正確にはローマ法のカソリック教会への継受の問題を重視して、そこに西洋の立憲主義のオリジンを見ようとしています。そうであればこそ、西洋にのみ立憲主義が成立したのだというようなことを述べているのであります。どういうことかと言いますと、ゲルマンの伝統に見られるようなものは、他にイラン(昔はペルシャですが)とか日本にだってあったのだといえます。それなのにどうして西洋にだけ立憲主義が成立したのかが問題である。そういう古代の共同体の原理にそのオリジンを見出すことからは、その説明ができないのだ、というようなことを述べています。もちろんこのことについて、私はまったくの素人でありまして、どうこうコメントはできません。ただ場合によれば——時間と空間の差異を別にしてですが——このような国家の原理と宗教団体の原理の平行性が、ある場所、ある所では存在したのだということがもし正しいとするならば、少なくとも今日お話しするテーマに取りかかる一つのモチベーションにはなるはずであります。

さて、少し結論を先に話すことになるかもしれませんが、国家と宗教の関係、あるいは国家の組織と宗教団体の組織というものを考える場合、やはり、西洋とわが国とはもちろん基本的な違いがあるだろうと思います。わが国の近代の宗教制度については、すでに常識になっているように、まず、国家神道体制という大きな枠組みがあり、宗教は独自の位置づけをされて、他国に例を見ない規定を受けてきました。そして、さらに辿れば、ある意味ではわが国は——誤解を生むかもしれませんが——西洋の中世の国家とはかなりの差異があり、歴史的には世俗的な色彩を常にもっていたのだらうと思えます。どういうことかと言いますと、国家を超越するような宗教、あるいは宗教団体というものは存在しなかつたということですから、そうであるとするならば、そういう所では、宗教組織と国家の組織の相互の関係というものを問う場合でも、もっぱら国家の組織原理や組織のあり方が宗教の組織原理に対して影響力をもつ、という方法でしか機能しないのであろう、というようないかなる予測

が成立つように思われます。少し話が前後しますが、具体的には、国家神道体制の下で、すでに御承知のところと思いますが、明治初年いわゆる神道国教化政策が破綻して、国民教化運動へ展開をしていきます。その中で宗教団体の位置づけが、紆余曲折を経てようやく定まっています。例えば明治八年の信教の自由保障の布達の中で出てくるような方向は確かにある。そしてその中で、宗教団体が一定の自律権を認められてゆくわけですが、それはもちろん、あくまでも国家の優位する体勢の中、そのシステムの中においてであります。そして、そのことと関係があるのですけれど、今日お話するところの西本願寺法が制定され、集会の成立を見る時期、すなわち明治十二年から十三年の時期は、このような体制が固まっていた時期だろうと思います。御承知のとおり、明治十年代の半ばには、いわゆる国家神道体制というものが成立していきますが、それ以前、国民教化運動の破綻から、真宗各派が大教院を離脱してからは一応の宗教団体の自立と自治を認めるようになっていきます。しかしその中で、当時の政府といえますか国家は、その組織についてはやはり重大な関心をもっていた、という事実が指摘されるべきでしょう。わが国においても、国家は宗教団体の組織に決して無関心ではありえなかったのです。このことに関して史料を示したいと思います。それは当時の内務省の社寺局の局長であった桜井能監が、西本願寺の法主宛に書いた手紙であります。その一部分を紹介しますと、つぎのように桜井は述べています。寺法の制定が問題になっている部分であります。

「強テ憲法ト名ケ候ニモ及間敷歟。又条・岩公之御懸念相成候ハ、宗教内ニ於テ如何ナル盟約出来候共、夫ハ強而御干渉ハ無之事ナレトモ、当今上民権党蔓延シ、立憲之議ヲ以テ君権ヲ減殺セントスル者不少、然ルニ今宗教内ニ憲法ト云フ如キ者ヲ設定シ、上議院トカ、下議員トカノ字面ヲ持出し候ハ、国政上之影響も如何トノ御懸念ニ付云々」

以上のように桜井は伝えております。ここで条・岩というのは、三条と岩倉のことですが、このような手紙が西

本願寺に残っているのです。

本日のテーマに関してここでお話をしたかったのは、今、紹介しましたところからも窺えますように、一応宗教内の事柄については干渉はしないと云いながら、寺法に憲法という言葉を使わないように述べていることです。憲法という言葉を強いて使う必要はない、ということをしていくわけですし、あるいは、上議院とか下議院とかいうような言葉も——これは当時ようやく出てきました民権運動の国会開設要求との関係です。民選議院開設要求を刺激したり、国政上の影響を与える恐れがあるので——使うな、と述べているわけです。宗教団体にこういうふうに一応の自立性を認めながらも、重大な関心を抱いていたことは否定ができません。ついでに同様の史料をもう一つ紹介したいと思います。その史料は、寺法草案について審議したところの寺法編製会議での問答であります。寺法の条文の中に会衆とんぐ——これはいわゆる議員にあたります——という言葉がありますが、この会衆とかまた集会とか、あるいは終始という言葉のような言葉の使用について、これらは要するに議員・議会・開閉のことを言うように見える、どうして今、ことさらにこのような言葉を使うのか、という質問があり、これに對して、寺法の説明者でありました赤松連城という人物が答えているところがあります。

「一体寺法トハ即憲法、集会トハ即議會、委員トハ即議員ノコトナレトモ、憲法、議會、議員ト云フトキハ、世間ニ紛ハシキ嫌アリ。又、民権党ノ前案内スル様ニ見ユルヤノ疑アリ」

というようにすることで使わないのだ、と述べられております。これはもちろん赤松の個人的言ですが、赤松はこの寺法の草案を作る時に、先程触れました桜井能監の指導の下で作業をしています。いわば寺法草案は政府の指導の下で作成されたので、事実上は半ば以上政府の意思の表明である、ということも可能であります。

さて、つぎに部分的には既にお話したところですが、当時の寺法を巡る憲法状況というものがどうい

あつたのか、ということをお話する限りでごく簡単にだけお話をしておきたいと思ひます。非常に大雑把なお話ですが、留意しなければならぬのは、まず先程少し触れたところですが、寺法が明治十三年に事實上成立を見ているということでありませう。これはどういう意味かといひますと、明治憲法制定史におきましては、おそらく多くの人が異議ないと思うのですけれども、明治十四年の政変というのが非常に重要な画期点を示しています。明治十四年の政変といひますのは、当時筆頭参議であつた大隈が政府を追ひ出された事件です。何故これが重要な画期点になるのかといひますと、まず大隈が追ひ出された理由と関係する問題があります。大隈追放の契機になつたのは彼の憲法意見でありまして、彼の憲法意見は、不完全ながらも——そこには確かに色々充分でない点もあるのですが——一応いゝゆる議院内閣制というものを取り入れたものであつたのです。これについて、岩倉、伊藤博文が猛烈に反対をしています。さらに大隈が民権派と、あるいは福沢と絡んでいるのだというやうな噂が流れて、結局筆頭参議を罷免される、という事態に至つたのですが、これのもつてゐる意味は、当時政府内にあつた比較的立憲主義的な潮流がここで止絶える、ということであり、なおかつそれ以後、いわゆるドイツ・プロイセンに範をとつた憲法の制定が前面に出てくることであります。いわゆるドイツ・プロイセン型の憲法制定路線が明確化し、確定していきます。そして、このドイツ・プロイセン型の憲法制定路線が、明治憲法制定にそのままつながらることになります。そのことが、どういうことを意味するのかといひますと、西本願寺寺法と関わりのあるやうな憲法構想というものを取り上げる場合、これは明治憲法とは直接結びつかない段階のものである、ということにまず留意しなければなりません。別の言葉で言うならば、細かいことは全部省略しますが、この時期大阪会議等がありまして、政府の方も当時下野してゐた木戸孝允や板垣退助を呼び戻すために、それなりに立憲主義的態度を示しております。すなわち、一定の妥協的な方向を出し、政府の基盤を広げようと

し、元老院や大審院も設けたのでした。明治十三年というのは、正にこの元老院で憲法草案が討議されていた時代であります。そして、元老院の憲法草案は三つあり、順次に一次案、二次案、三次案という形で発表されます。これらは、先程触れたところの、いわゆるドイツ・プロイセン型のものではなくて、今日の目から見ますと比較的立憲主義的なものであり、当時はまだそのような風潮が政府内にもあつた、という事実を確認しておきたいと思ひます。いわば政府内に於いても公議輿論の尊重だとか、あるいは天下の天下論といひますか、天下は一人の天下でなくて、天下の天下である、というような風潮だとか、あるいは万機公論に拠る可しというような、比較的立憲主義的な風潮がまだ、潰されてはいなかつた時期ということでもあります。

もう少し史料を紹介しましょう。

「朝廷ニ於テスラ、広ク會議ヲ起シ、万機公論ニ決スヘシノ御主意ナルニ、何ソ特リ本山ノミ專制成シタマフヤ、若シ強テ独裁ヲ以テ任制成シタマフニ於テハ、遂ニ本末離心シテ必ス大擾乱ヲ醸スニ至ラン」

との発言を伝える文章があります。これは内密上申書の一部でありまして、下部の一部ではこのような議論がなされている、ということを法主に内密に上申をしている文章であります。そのほかにも、西本願寺寺法編製会議での議論の中にも立憲主義的主張が度々でてきます。「天下ノ天下論」もそれにあたります。「天下ハ天下ノ天下ト云フ言、正ニ輿論ノ公議トナレリ」と述べ、「天下ノ天下論」に対しては、「我教法家ト雖トモ、社会ノ風潮ニ從ハサルヲ得ス」というふうに述べている例があります。これは、当時の憲法論が、寺法編製会議の議論に反映されているということを物語っていると思われまゝ。同時にそのような議論が、むしろ政府内にかなり一般的にあつたということも確認ができるのではないかと思ひます。

明治憲法制定史について語るなら、民権運動についても当然言及しておかなければいけないでしょう。とこ

ろで、民権運動については、よく知られておりますように板垣退助などの民選議院設立建白書が、すでに明治八年には出されているのですけれど、理論的な水準からいって、今日非常に高く評価されているようなものがでくするのは後になります。すなわち、植木枝盛の案だとか、あるいは立志社の案だとかが出て来るのは明治十四年以後であります。そういう意味でも民権運動を捉える場合も、今日一般に評価されている高い水準のところに合わせて、西本願寺教法との関係を考えるということとはできないわけです。いわば民権運動の当時の状況と、そこでの議論がいかに教法編製会議、あるいは教法をめぐる議論に反映されているか、というふうに見なければなりません。民権運動は多様な展開をみせますし、様々なレベルにおいてそれを検討することの重要性はいうまでもありませんが、寺法制定との関係ではその意義を積極的に評価することは困難でしょう。

三

ところで、そもそも教法がどのようなことを契機に制定されたかということを一応理解する必要があります。あるでしょう。明治維新以後、実は西本願寺教団の宗政 (administration) を牛耳っていたのは防長グループ、要するに防州・長州の末寺僧侶のグループであります。先程から名前のお出でおります赤松連城もそうですし、島地黙雷がその頭であります。彼らはもちろん明治維新の推進者であつた長州藩の後楯があつたわけですが、西本願寺の宗政の実権を握っていたのです。そこで一応の近代化が成されます。例えば重層的な本末関係を解体しまして、本願寺と直末寺、いわば一君万民的な関係だと言つてもいいかもしれませんが、そのようなものの創設も近代化というふうを考えるならば、その時期に一種の近代化が試みられています。重要なことは、教団の宗政に関

して法主の地位が低下したことであります。宗規綱領がこの時期——正確にいえば明治の九年ですけれど——に制定されています。これは、実は真宗四派の合同の宗規綱領だったもので、本願寺派——西本願寺教団だけのものではないのですが、その中で法主の権限は、僧侶の得度に関わることとその他若干のものに限られております。そして見逃がせないのは、派内一般の規則制定権あるいは宗義安心の正否の決定権は、すべて本山の権限になっていたことです。宗義安心というのは、要するに異端かどうかということでありますけれど、その決定権は本山が有するということになっています。本山に決定権があるということは、実質的には防長グループが宗政を握っている限り、法主の思うようにはならないということを意味します。これに対して法主である明如が、いわば権力の回復を計る企てを行うわけであります。教義上のことはすべて触れませんが、発端になったのは島地黙雷の異安心、要するに異端かどうかという疑いであります。これを問題にしたのですが、しかし先程言いましたように、この判定は本山が成し得る事柄であり、その本山の実権を握っている防長グループが自分の仲間である島地黙雷が異安心である、というような答えを出すはずがありません。結局異安心でないという結論が出るわけです。しかし、それにもかかわらず、法主は島地黙雷の役職を外しまして——島地は当時東京に居ったのですが——東京での布教を禁止する措置に出ます。この結果、西本願寺の内部では二つの派が対立をして激しく抗争をする、ということになります。言うまでもなく、一つは防長派——すなわち、今の山口県にあたりますが——の僧侶を中心とするグループであり、もう一つは法主とその片腕になり法主のために実際上の宗政を担当します北畠道龍という人物を中心にするグループです。

北畠道龍は、津本陽氏の「幕末巨龍伝」という小説にもなっております。非常にユニークな面白い人物であったようです。紀州の出身、法福寺というお寺の出であります。ドイツ語を良く解し、法律学その他を修め、講

法学舎を設けドイツ学を教えています。紀州藩に居った時に兵制の改革をしまして、大阪に居たドイツの商人であつたカツペンという人物を呼んで来て、ドイツ式の兵式を取り入れて近代的な軍を作ろうとしています。そして長州の奇兵隊と同じように、農民・漁民を兵に取り立てて組織・編成して、幕末に行われたいわゆる長州戦争には、そういう法福寺隊を率いて自ら遠征に参加しております。幕府軍が非常に弱かつたことは御承知かと思いますが、その中で例えば高杉晋作の奇兵隊に互角に戦えたのは、この法福寺隊だけであつたというふうに言われております。北畠道龍は、以上のような幕末での藩政の改革をも行つた人物でありますけれども、明如つまり法主によりまして領事局の *administration* の長に任命されます。そして、東移事件すなわち西本願寺教団の事務所を東京に移すということを行うわけです。どうしてそういうことをしたのが問題になるでしょう。これもごく簡単にお話しますと、京都では、当時の知事は榎村という人物なんです、長州の出でありまして、防長グループと密接な関係があつて、北畠道龍が西南戦争に内通しているということを理由にしまして、法主明如に対し北畠の任命の取り消しをするように命じているわけです。京都にいますと、長州グループからあるいは長州グループの後楯になつてゐる知事の権力から自由にならないので、東京へ事務所を移すわけです。そしてそこで頼りにするのは、岩倉や三条という公家出身の政府の要人であつたようです。ところが、岩倉や三条は、そのような法主の戦い方を支持しません。ことを荒立てないで、本山へ帰山するように勧めるわけです。そして具体的には、滋賀県の知事であつた籠手田安定という人物がかなり活躍します。紛争は速やかに收拾されなければならぬ。民権運動等で社会が動揺している状況もこれに関係したかもしれません。收拾をはかるための籠手田の意見なんです、簡単に言いますと、結局は、両党、要するに分かれてゐる二つの派閥の頭を切り棄て、両派に属さない中立派を登用して新しく体制をスタートさせるべきだ、ということです。この路線に従つて岩倉や三条も強力に

介入をしまして、結局法主は東京での反撃を諦め、本山に帰ることになります。しかし、もちろんそれが法主側の全面的な敗北を意味するわけではありません。実は、北島と同時に防長派の頭の島地も引退させられるわけがあります。その結果に至る具体的経過については、残念ながら省略をいたします。

結局そういう中で、何が出てくるのかと言いますと、この中立派を中心に新しい組織を作り上げるのですが、その一つの重要な、基礎となるような制度的な柱として公選議会というものがようやく現実の路線に上がってくるのです。このことが今日の報告には重要な意味をもちます。旧派と言いますか、本山の宗政を握っていた者は排除される。一方、北島も切られる。その中で一部は、実は赤松連城もそうですが、防長派の一部もまた救い上げられることになります。先程言いましたように公選による議員が参加する議会、これが混乱の收拾のため必要であるという認識が出てきて、そして法主もこの路線に乗るわけでありまして、法主の側から言いますと、そういうことによつて防長派を弱体化する、という意味合いもあつたかもしれません。島地の方は、一度自分の寺、自坊に戻りまして、その後また復帰しますが、宗政からははずれます。赤松は別の運命を辿ります。伊藤の計いで本山に残り、さらに重要なことに、この寺法の草案作りに参加をする、という形になります。

さて、そういう中でいよいよ寺法が作られていきます。西本願寺寺法の草案は、先程言つたところですが、赤松と桜井の、いわば共同作業で行われます。そして、寺法での草案の説明者にはもっぱら赤松があたる、ということになります。寺法制定は後でもまた触れるかもしれませんが、あくまでも欽定主義、さらに正確に言いますと、政府の指導で行われるのが一つの大きな特色であります。そしてこの編製会議のすべての委員は法主の勅任であり、法主が自ら任命をします。草案自体も「私カニ議ス可カラス」という条件が付けられます。草案は、先程言いましたように、欽定主義であるから当然ですが、法主の側から提示をされ、これについて編製会議で議論

をするということになります。そういう意味で、編製会議については、いわば既定の路線に従って動いただけである、という評価が可能かもしれませんが、しかし、その議論を見てみると、かなり混乱もあり、必ずしも政府あるいは法主の側の思ったとおりにそう簡単にはことが運ばなかったようであります。その一つひとつを紹介する余裕はここではありませんが、重要と思われるものを二・三ごく簡単に御紹介しておきますと、一番最初に出てきて赤松を悩ましたのは、寺法の制定不要論であります。寺法などは必要がないという議論であります。これはどういふところから来ているのかと言いますと、要するに本願寺派は宗教団体であつて、当時そういう言葉は使用されていませんけれど、教団である以上教学を重視しなければならないというような考えからです。そちらの方の議論を抜きにしたままで、教団の組織の問題を議論するようなことはナンセンスだというような観点からの批判があります。これに対して、赤松は反論をします。簡単に言いますと、赤松の考え方は、教団の繁栄のためには教団の組織を立派に整えなくてはいけないということです。教団組織の一種の道具論という表現も成り立つかもしれませんが、そのような観点から反論をしています。それから、これは一部ですけれど、かなり急進的に見える意見があつたことは注目に価するかもしれません。それは、寺法は公選の議會を取り入れるわけですが、そうであるならば、寺法草案についての審議、要するに編製會議の審議ですが、これも公選議會、すなわち公選の會議——国政レベルでの憲法制定會議に相当するもの——によらなくてはならないという意見であります。そういう意味で、このような寺法編製會議については反対である、というような議論も一部出ております。これについて赤松は、結局は寺法を作るか作らないかということは法主の命令であつて、今さらそういう議論はできないのだといひます。簡単に言いますと、「公論主義」と言いますが、あるいは公選による議會制度を作るといふ意味では、公議輿論によつて組織を動かすということとは認めるわけですが、しかし、その元になる寺法については、

これは公論にはよらないのです。寺法制定はいわゆる欽定主義であり、そして法主自らがそのような公論を一身に代表しているから、そういうことはいらない、という考え方であります。

編製会議で激しい議論の対象になった問題は他にもあります。寺法草案第二条ですが、そこでは京都本願寺は「一派共有ノ本山ニシテ」云々、とあります。この共有という言葉について、かなり紛糾しております。簡単に言いますと、この共有という言葉は共和主義を連想させるから良くない、という意見が、一方で出て来るわけですが、これについては、そうでないということも赤松は説いています。面白いのは、その議論の中で、赤松の側からも——要するに法案の提出者の側からも——、そして批判する編製会議の委員の中からも君民同治——当時の一般的なイデオロギーですが——の政体こそ西本願寺教団にふさわしいものだ、という認識が一致した形で出ていることです。共和主義はもちろん排するのですが、しかし例えば、専制主義、ロシアのような専制主義は、話にならない、というような言い方が何度か出てまいります。そういう意味で、今日の最初の部分でお話しましたが、当時の立憲主義の反映というものはこのような議論の中でもその端々に出てくるのであります。それから、この草案の中にはなかったのですが、末寺の宗政参加権を成立した寺法では明示させております。寺法と同時に集会規則——現在の国政レベルの言葉で言いますと、国会法みたいなものであります——が制定されています。この集会規則についても寺法と平行して見ておきたいと思えます。先程言ったところですが、法主の側の権力の回復というようなところを強調する考え方からは、この寺法あるいは集会規則というものは法主の絶対主義的な権力を認めたものである、という考え方もあります。確かに、法度の允可権、これは寺法草案の第六条ですが、そういうものがあります。いわばこれは、裁可権でありまして、法主がイエスと言わない限り、法度—法律は制定されない、ということになっているわけです。しかしながら同時に、集会が存在、成立をして法度については

関与する形が明確に出てくるわけです。寺法草案では、例えば第十七条、それから集会規則では第一条に明確に集会のいわゆる立法権と言いますか、法律制定権というものが宣言されています。それから、宗義安心決定権と言いますか、異端の判断については、寺法草案の第五条で法主が握ることが明確化されます。この点では、法主の権限は、宗規綱領に比べますと、強力になっていってよいでしょう。財政権についても集会が関与することが、寺法草案の第二十二条とか、あるいは集会規則の第一条にありますので、いわゆる法律および財政に関する立憲主義的な基本線というものは、一応満足させられているようにも見えます。また、確かに法主の許可権、すなわち裁可の権限は大きいわけですけど、しかしこれについても寺法草案第二十条を見ますと、集会が再議し、さらに解散しても同一の結論を維持すれば、允可の拒否が最終的には覆える制度にもなっております。

さらに、集会は執行——国政レベルでいうと内閣に相当します——に対して一応のコントロール権(規督権)を持っています。これは第十三条であります。第十二条では、執行は法主がこれを任命する、ただしその任免に先立って集会の公認を経なければいけない、と書いてありますので、議員内閣制みたいな感じもいたします。結論だけお話ししておきますと、明治憲法と比較するのはあまり意味のないことですが、いわゆる超然型内閣、すなわち議會から独立した内閣制度とは言えないことは明らかです。フランスの七月王制の時期に見られた内閣制度、いわゆるキャビネ・オルレアニストといわれている二元型内閣に近いもののように思われます。法主にも、そして議會にも責任を負うような曖昧な形のものとして理解した方が良いのではないかと、私自身は考えております。完全な議院内閣制とはいえませんが、それなりに立憲的な傾向も有していたことも否定はできないでしょう。

四

冒頭お話ししましたように西本願寺教団の中での一般的な考え方では、寺法あるいは集会というものがもつ先進性やそれらが明治憲法に先行して成立した点を高く評価したり、あるいはそういう意味で、当時の法主の開明性を高く評価する、という考え方があるようですが、すでに明らかのように、そう簡単には言えないようです。いわばそれは、当時の混乱した状況を避けるための諸力の合力の結果として、そしてなおかつ、政府の大きな意向の下で成立した制度であつたわけです。先進性を強調する見方は一面的だろうと思います。そしてなおかつ、明治憲法に先行しているとかいう形で、明治憲法と比較することはあまり意味がないというふうに先程お話をしましたが、問題にするならば、明治十年代の前半、十四年までの潮流と比べるようにしなければならぬでしょう。憲法制定をめぐる潮流は十四年を境にして質的に違うものがあつたというふうに考えています。

これとは別に、法主の絶対主義的な権力がこの寺法あるいは集会というものによって成立したのだ、という考え方も逆にあるのですが、これもやはり一面的ではないかと思えます。法主の得るものも確かにあつたわけですが、打撃を受けたように見える防長グループも基本的には健在でありまして、そして公選の集会というものが成立をし、その後も若干の混乱をやはり続けていきます。こうなりますと、この段階では、寺法の性格は決して一義的なものではなくて曖昧なものである、というふうに言うことができるかと思えます。本報告のテーマに即して言うならば、このような曖昧な性格をもつた寺法と、当時の憲法構想、潮流、これもまた非常に多様で、先程言いましたように、十四年以後のような明確な形を持っていないのですが、そういうものとの関係を問題にしな

くてはいけなわけですが、二つとも曖昧であるとなると、そこでの問題は非常に困難になるかもしれません。しかし、一定限では両者の関係を問題にすることは、可能だろうと考えています。先程触れましたように、例えば憲法の文字を使うとか、あるいはこれも史料に見えるところですが、二院制の採用を寺法、集会規則では認めないとかの干渉がありました。二院制をとること自体が憲法議論に影響を与える、という恐れからであります。もつとも、そうであるにもかかわらず、集会は二種類の議員、要するに特選の議員と公選の議員——前述のように議員は寺法の用語では会衆といったのですが——から構成されます。要するに実質的な二院制ですが、形の上では一院制という形をとります。それから、欽定主義というものは一貫して明確であり、既に紹介したところでも明らかかと思えます。それは政府の確固たる方針でもあつたと考えてよいでしょう。寺法が明治憲法に先行するという意味合いで捉えることは不可能だろうし、また明治憲法そのものに一定の影響を与えたというような捉え方ももちろんできないと思うのですが、しかし寺法の内容、あるいは寺法制定をめぐる議論の内容に立ち入ることによつて、当時の憲法構想——政府の側でも、あるいは民権運動の側でも問題になります——がどのような水準にあり、どのような広がりをもっていたのか、ということは充分検証ができるだろうと思えます。別の言葉でいうならば、政府の側から見て、当時の民権運動を睨みながら何をどの程度まで容認をしていたのかということが、寺法をめぐる議論によつて検証されうるであろうと思われます。そうなりますと、明治憲法制定史の、もちろん全面的な見直し云々ということからは程遠いのですが、その一部の資料として、寺法研究は大きな意味をもつだろうと思えます。

お話をしなければならぬことは多いのですが、中途半端に終わってしまいそうです。少なくともつぎのことだけは指摘してまとめにしたいと思います。寺法と明治十年代初めの立憲主義には一種の平行関係が見られるこ

と、しかし、政府の側で寺法が当時の憲法問題に影響を与えることを恐れ干渉したこと、そのことから、また、わが国の政教関係のあり方からしても、国政から教団への、憲法(構想)から寺法への影響のみが見られること、そして、影響の存在は教団レベルでも組織の近代化や立憲化への要因と関心があったことを示していること、その影響によって、寺法は制定方式を別にすれば、一応立憲的な体裁をもつように見えること、しかし、寺法の制定には種々の力が作用しており、その性格は一義的でなく、それ故異なった評価を受け、また異なった方向へ展開する可能性があったこと等です。これらを踏まえながら明治憲法制定史の中の寺法の問題を考察することが重要であるといえます。詳しくは、龍谷法学に連載しております拙稿「西本願寺寺法制定における『立憲主義』を参照いただければ幸いです。